

10月は土地月間

土地取引の届出制度について

一定面積以上の取引（売買、交換等）をした場合、国土利用計画法に基づき、契約後2週間以内に、取り引きした土地が所在する市役所または町村役場へ届出が必要です。

届出が必要な面積は次のとおりです。

区域	対象地区	面積要件
①市街化区域内の土地	町内に対象地区なし	2,000m ² 以上
②③を除く都市計画区域内の土地	【仁多地域】三成（一部）、三沢（一部）、馬馳（一部）、三所（一部）、上三所（一部）、郡（一部） 【横田地域】横田（一部）、中村（一部）、稻原（一部）、大呂（一部）、下横田（一部）、八川（一部）	5,000m ² 以上
③都市計画区域以外の土地	上記以外すべて	10,000m ² 以上

【お問い合わせ先】役場企画財政課企画財政グループ 有線31-5241／電話54-2522

「女性の人権ホットライン」強化週間

幸せに生きていく権利はすべての人が生まれながらに持っています。それには、男女の区別はありません。女性であることで人権を傷つけられたりしていませんか？

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などでお困りの方はどうぞ電話をかけてみてください。

法務局では、女性からの相談を専門に取り扱う相談専用電話を設置します。

相談は無料で秘密は厳守されますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

相談ダイヤル 0570-070-810
(最寄りの法務局につながります)

【期間】平成24年11月12日（月）～11月18日（日）

【時間】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時

土曜日、日曜日 午前10時～午後5時

【主催】松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会

【お問い合わせ先】町民課 町民戸籍グループ

有線：31-5105／電話：54-2510



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

「2012島根県障がい者就労支援フォーラム」を開催します

企業、従業員、支援者それぞれの立場から“障がい者雇用”について考えるフォーラムを開催します。法政大学大学院の坂本光司教授、日本ウエストン(株)臼井麻紗杜代表取締役社長を招いての基調講演、パネルディスカッションやマナーセミナー等の分科会を行います。参加を希望される方は、12月2日までに下記までお申し込みください。

【日 時】12月18日（火）10:00～16:00

【場 所】雲南省加茂文化ホールラメール

【お問い合わせ・参加申し込み先】
島根県健康福祉部障がい福祉課
電話：0852-22-6690



脳ドックを開始しました！

町では、10月から脳ドックを開始しました。

脳ドックは、脳の血管の状態などを検査することにより、脳卒中などの予防や早期発見・治療に役立つ検査です。特に、生活習慣病のある方、家族の中で脳の病気になった人がある方などに受診をお勧めします。

- 対象者
 - ・40～74歳までの方で、過去5年間脳ドックを受けていない方
 - ・75歳以上の方で、過去5年間脳ドックを受けておらず、申し込み時点において医療機関を受診していない方

※ペースメーカーおよび人工心臓弁を体内に入れている方、約1時間の安静に耐えられない方は受診できません。



医療機関	検査内容	負担金	定員
永生クリニック	MRI、MRA、頸動脈エコー、心電図、血液検査、検尿等 (MRI、MRAの検査は、雲南省立病院での受診となります)	9,000円	30人 (1～2人／週)

●申し込み期間 10月10日（水）～11月30日（金）

※定員に達した時点で申し込みを締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。

※申し込み後、医療機関から連絡があります。

【お申し込み・お問い合わせ先】

役場 健康づくり推進室 (有線 31-5783／電話 54-2781)

※お申し込みの際、氏名・生年月日・住所・電話番号をお知らせ下さい。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が所得税・町民税の社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が11月上旬に送付されます。年末調整や確定申告に必要ですので大切に保管して下さい。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（大学生のお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

控除の対象となるのは、平成24年1月から12月中に納めた保険料全額です。

【お問い合わせ先】

控除証明書専用ダイヤル (平成24年11月1日～平成25年3月15日)

電話：0570-070-117